

【イギリス】精神能力法の改正 —自由保護セーフガードの導入—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年5月、自らの治療又はケアについて決定する能力を欠く一定の精神障害者を対象に、病院等への収容を認める従来の手続（「自由剥奪セーフガード」）に代えて、新たな保護手続（「自由保護セーフガード」）を定める法律が制定された。

1 改正に至る経緯

従来、2005年精神能力法¹（以下「2005年法」）に基づき、自らの受けるべき治療又はケアについて決定する能力を欠く者に対して、病院又はケアホームにおいて自由の剥奪（収容）が適法になされるために、「自由剥奪セーフガード（Deprivation of Liberty Safeguards: DoLS）」という手続が定められていた²。当該手続によれば、病院又はケアホームの管理当局は、監督機関から認許（authorisation）を得ることにより、その者に対して最善の利益であると考えられる治療又はケアを提供するために、当該者の自由を適法に剥奪することができる。ただし、DoLSは、1983年精神保健法³（以下「1983年法」）の対象者には適用されない。これは、2000年代前半まで、精神病院への入院に抵抗する者には、1983年法に基づき一定の手続的保障を伴う強制入院が実施される一方、抵抗しない者には、同法に基づかない（すなわち、法律に基づかない）入院措置がとられていたこと⁴への対応として、DoLSが制定された経緯に基づいている。

しかし、DoLSには制定当初から批判があり、上院の精神能力法特別委員会も、2014年3月の立法後審査報告書⁵において、対象者の範囲が不明確であるなど、DoLSの問題点を指摘して、包括的な見直しが必要であると勧告した。

2 改正法の概要

政府は、こうした勧告を踏まえて法律案を提出し、2019年5月、2005年法を改正し、DoLSに代えて新たに「自由保護セーフガード（Liberty Protection Safeguards）」を導入する、2019年精神能力（改正）法⁶（以下「2019年法」）が制定された。施行日は、一部の規定を除いて、主務大臣がその規則により定める日とされ⁷、適用範囲は、イングランド及びウェールズである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ Mental Capacity Act 2005 c.9. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/9/contents>> ただし、以下で述べる自由剥奪セーフガードに関しては、2007年精神保健法（Mental Health Act 2007 c.12. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/12/contents>>）によって改正された部分に基づいている。

² 自由剥奪セーフガードの仕組み及び制定前後の経緯に関しては、橋本有生「同意能力を欠く成年者の自由剥奪をめぐるイギリス法の現状と課題」『早稲田法学会誌』65巻2号、2015、pp.249-299. <https://waseda.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=9750&file_id=162&file_no=1> を参照した。

³ Mental Health Act 1983 c.20. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1983/20/contents>>

⁴ 2004年、欧州人権裁判所は、法律に基づかない入院措置を欧州人権条約違反と判断した。H.L. v. The United Kingdom, European Court of Human Rights, *Reports of Judgments and Decisions*, 2004-IX, pp.191-247. <https://www.echr.coe.int/Documents/Reports_Recueil_2004-IX.pdf>

⁵ Select Committee on the Mental Capacity Act 2005, *Mental Capacity Act 2005: post-legislative scrutiny*, House of Lords, 2014. <<https://publications.parliament.uk/pa/ld201314/ldselect/ldmentalcap/139/139.pdf>>

⁶ Mental Capacity (Amendment) Act 2019 c.18. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/18/contents>>

⁷ イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト “Legislation.gov.uk” <<http://www.legislation.gov.uk/>> の検

2019年法の構成は、本則6か条に加え、附則第1編「2005年精神能力法に附則第AA1として挿入される附則」及び附則第2編「軽微かつ派生的な改正」となっている。

3 自由保護セーフガードの概要

(1) 認許の要件

2019年法は、責任を有する機関 (responsible body)⁸が自由の剥奪を認許する要件として、①対象者が収容に同意する能力を欠いていること、②対象者に精神障害があること、③収容が、対象者に危害が及ぶのを防止するために必要であり、かつ、対象者に危害が及ぶ可能性及び危害の深刻さと均衡がとれていることの3点を挙げている(附則第1編第13条)。この3点は、DoLSの要件とほぼ同様である。また、対象年齢について、DoLSが18歳以上であったのに対して、2019年法は16歳以上に引き下げた(同第2条)。さらに、2005年法において、収容に当たりDoLSと1983年法による措置のどちらを適用するか判断するための規定が非常に複雑であったため、実務に混乱を招いているとの批判がなされていた⁹。そのため、2019年法は、この区分に係る規定の見直しも行っている(同第45条～第57条)。

(2) 認許前の審査

認許に先立ち、その要件が満たされているか否か、また、責任を有する機関が要件を満たしていると結論付けることが合理的か否かを判断するために、対象者の日常のケアに関与していない者又は対象者にいかなる治療も提供していない者、及びケアホームとの間に所定の関係を持たない者による審査を義務付けている(同第24条)。さらに、対象者が収容に異議があるなど、一定の場合には、精神能力に関する専門家の事前審査を義務付けている(同条)。

(3) 認許後の保護措置

収容が認許された場合、対象者に対する保護措置として、責任を有する機関又はケアホームマネージャーによる当該認許の妥当性に関する定期的な審査(同第38条)、保護裁判所 (Court of Protection)¹⁰に対して認許に異議を申し立てる権利(本則第3条)等が定められている。

(4) 情報の公開

責任を有する機関に対して、対象者及びその介助者(以下「対象者等」)が認許の手続や効果について理解できるよう、当該手続の最初に、認許に関する情報を公開することを義務付けている(附則第1編第14条及び第15条)。また、収容が認許された後、責任を有する機関は、認許記録の写しを対象者等に遅滞なく送付しなければならない(同第16条)。送付が72時間以内に行われなかった場合、責任を有する機関は、その理由を調査して記録しなければならない(同条)。

参考文献

- ・ “Mental Capacity (Amendment) Act 2019: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/18/notes/division/1/index.htm>>

索結果によれば、本稿執筆時点において、当該規則はまだ制定されていない。

⁸ 国民保健サービス (National Health Service: NHS) に属する病院の場合、病院管理者 (hospital manager) が責任を有する機関となる。また、独立した病院の場合、イングランドであれば責任を有する地方自治体、ウェールズであれば地域医療委員会 (Local Health Board) が責任を有する機関となる。なお、国民保健サービスとは、税財源による原則無料の国営医療サービスである。その詳細に関しては、厚生労働省「2018年 海外情勢報告」p.188. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t3-08.pdf>> を参照。

⁹ 橋本 前掲注(2), p.284.

¹⁰ 保護裁判所は、2005年精神能力法に基づいて設置され、判断能力を欠く者の財産又は福祉に関する決定を行う機関である。“Court of Protection.” GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/courts-tribunals/court-of-protection>>